

「ルネサンス・フランセーズ—文化・連帯・フランス語」
日本代表部 会則

名称

第1条 この組織はルネサンス・フランセーズ日本代表部 (Délégation française au Japon) と称する(以下 RFJ)。

所在地

第2条 RFJの所在地は、神奈川県横浜市あざみ野4丁目26番地15号に置く。
ただし、郵便物の住所は、東京都港区南麻布4-11-44 フランス大使館気付とする。

目的

第3条 パリに本拠地を置く公益法人ルネサンス・フランセーズ本部の考え方に沿って文化、連帯、フランス語圏を促進する個人や団体の活動を支援することにより世界平和に貢献することを目的とする。

事業

第4条 RFJの活動は各種栄章授与、出版物、講演会、展示会、コンサート、レセプション、コンクール、救助、視聴覚通信等によるもので非営利である。

第5条 RFの目的に顕著に献身した人に対してRFはその模範的な内容に相応しい表彰状とメダルを授与する。受章対象候補者の出願はあらかじめRFが定めた規定に則りパリ本部表彰者選定委員会に提出しなければならない。

組織

第6条 RFJは個人会員、団体会員、名誉会員で構成される。公私の団体、企業も会員になることが理事会によって承認される。

第7条 年会費は個人会員が1万円、法人会員が5万円とする。会費は年次総会によって決定される。名誉会員はRN活動に貢献した会員に対し理事会によって任命される。

第8条 会員資格は次の2つの事由で喪失する。①自発的退会 ②会費未納や重大な事由による理事会決議による除名。

第9条 RFJは会員総会において会員のなかから会長と複数名の副会長と複数名の理事と2名の監事を選出する。常任理事会の任期は3年とする。重任を妨げない。

第10条 常任理事会は代表部の業務を掌握しその運営を司る。常任理事会はその下に事務局を設置し個別問題を担当する委員会等を設けることができる。

第11条 幹事は代表部の活動を監査する。

第12条 会長は毎年1回会員総会を招集して会計、代表部の業務全般、および次年度の業務方針と予算案についてその承認を受けなければならない。その議決は出席会員の多数決を原則とする。

第13条 常任理事会の発議または会員多数の請求、または幹事の請求があるときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。議決は前条の原則による。

会計

第14条 RFJは会員の納入する年次または臨時の会費および寄付金を財源にして運営をはかる。

第15条 その会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終了する。